

[17] 配偶者の寄与割合が少ないことを主張する場合（年金分割）

相談内容 年金分割の按分割合は原則として0.5とされるが、配偶者の寄与割合が少ないので按分割合は0.5以下であることを主張したい。

【具体例】

例1 夫は特殊な技能を活かして大企業の従業員から役員に昇格し、年収が極めて高額であった。一方、妻は専業主婦であったが、海外旅行が趣味であり自宅にはほとんどいなかった。そのため、財産分与の割合が夫7：妻3とされた。

例2 夫は自営業、妻が会社員であったが、夫に浪費癖があり、妻及び妻の実家が家計を支え、家事や育児も担っていた。財産分与の対象となる財産はなかったが、夫から妻に対し年金分割の請求がなされた。

主張のポイント

配偶者の寄与割合が少ないことを理由に年金分割の按分割合を0.5から変更することを主張するためには、基本的に、財産分与の割合が2分の1ではないことを主張する場合と同様の主張・立証を行うこととなります。

とはいえ、年金分割に関しては、いわゆる3号分割（平成20年4月以降の婚姻期間中に国民年金の第3号被保険者であった期間について、

合意がなくても請求によって配偶者の厚生年金記録を分割する制度）において0.5という按分割合が法定されています（厚生年金保険法78の14）。これは勤労期間中に年金保険料を納付して将来年金が支払われるという関係を積立型の財産形成と同様に捉え、婚姻期間中の保険料納付に対する夫婦の寄与割合を平等とみなして離婚に当たり不平等を是正するという清算的見地のほか、老後の所得保障という社会保障的見地が強いものです。

したがって、合意分割の期間に関しても、0.5と異なる按分割合とすることは、財産分与の割合を2分の1から変更する場合よりもさらにハードルが高いものといえます。

1 自分が年金保険料納付に対する特別な寄与をしたこと

自分の収入が配偶者の収入と比べて著しく高額であったこと、自分の収入が特殊な才能に基づくこと、（専業主婦又は専業主夫ではないにもかかわらず）家事・育児等を自分が主に分担していたこと等を主張することになります。また、年金の社会保障的見地を考慮してもなお、按分割合を0.5とすることが不当であるといえるほど、自分の寄与が特別であることを論じる必要があります。

収入が高額であったことの証拠として、源泉徴収票又は給与明細、課税証明書、雇用契約書、預金口座の取引明細などを提出することができます。

特殊な才能を証明したいときは、自分の略歴が掲載された勤務先のホームページ、自分の業績が取り上げられたニュースをプリントしたものなどが考えられます。

自分が専業主婦又は専業主夫ではなかったにもかかわらず、家事・育児を主に分担していたと主張する場合には、陳述書、家事・育児の

証拠資料

1 義務者が再婚したことを示す資料

【例】義務者の戸籍全部事項証明書

2 義務者が再婚相手を扶養する必要があることを示す資料

【例】義務者の収入資料（源泉徴収票、確定申告書等）、再婚相手の収入資料（源泉徴収票、確定申告書、非課税証明書等）、義務者や再婚相手の健康保険証、再婚相手に持病があることを示す資料（診断書、通院記録等）、再婚相手の障害者手帳等

反論のポイント

一般に、義務者が再婚をしたとしても、直ちに養育費の減額事由になるわけではありません。ただし、義務者の再婚相手に稼働能力がなく、義務者が再婚相手を扶養する必要がある場合には、義務者は子に加えて再婚相手に対しても扶養義務を負うこととなります。その場合、義務者が扶養義務を負う人数が増加するため、子に対する養育費の金額は減少することとなります。

もっとも、義務者の再婚相手が仕事をしておらず、現実には義務者が扶養をしているとしても、再婚相手の年齢、健康状態、学歴・職歴、

[52] 義務者の再婚相手に稼働能力がないことを主張する場合

相談内容 離婚後に子の養育費を支払ってきたが、自分が再婚をした。再婚相手が仕事をすることができず、扶養をする必要があるため、今後は養育費を減額することを主張したい。

【具体例】

義務者と権利者は、調停離婚した元夫婦である。義務者と権利者との間には子Aがおり、現在、権利者が親権者として監護養育している。義務者は、調停調書に従い、これまでAの養育費を支払ってきた。その後、義務者はBと再婚したが、Bは仕事をしていない。

主張のポイント

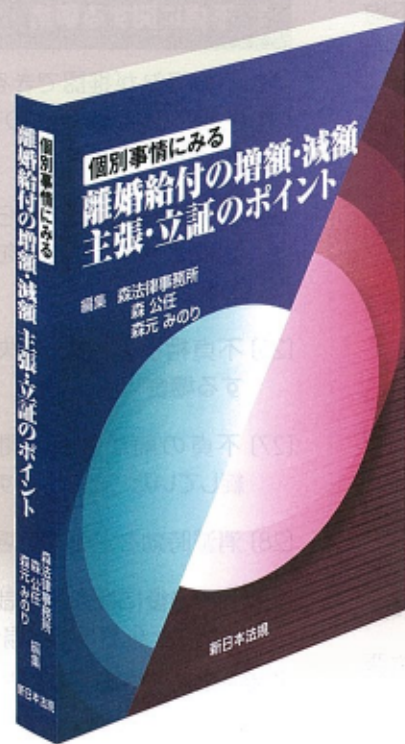
義務者が再婚し、再婚相手Bを扶養する必要がある場合、義務者はBの扶養義務を負うこととなります。したがって、再婚相手の扶養義務を負う場合には、養育費を減額すべき事情変更が該当します。

そのため、義務者は、権利者を相手方として養育費減額請求調停を申し立て、その調停において、義務者とBとの再婚及びBの扶養の必要

当事者の事情を適切に判断してもらうために!

個別事情にみる 離婚給付の増額・減額 主張・立証のポイント

編集 森法律事務所
森 公任
森元 みのり



- ◆離婚給付の増額・減額事由について、主張・立証するためのポイントを費目別・個別事情ごとに解説しています。
- ◆請求する側・される側の立場に分け、主張できる事項や主張方法を取り上げています。また、立証に必要な証拠資料を表形式で掲げています。
- ◆多数の紛争解決に携わり実務に精通した弁護士が、実務の経験を踏まえて執筆しています。

A5判・総頁370頁
定価4,950円(本体4,500円)送料460円

0120-089-339 受付時間8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,510円(本体4,100円)



第1章 財産分与

第1 財産分与の一般的な主張・立証方法

第2 財産分与増額・減額のポイント

1 基準時に関する事情

- [1] 財産分与の基準時が別居時より後であることを主張する場合(単身赴任・海外留学等を理由に別居した例)
- [2] 財産分与の基準時が別居時より前であることを主張する場合(家庭内別居が先行していた例)

2 分与対象に関する事情

- [3] 相手方が任意に開示していない財産があることを主張する場合(弁護士会照会・調査嘱託制度)
- [4] 別居時に持ち出した財産の持ち戻しを主張する場合
- [5] 子名義の財産を分与対象とすることを主張する場合
- [6] 親族名義の財産を分与対象とすることを主張する場合
- [7] 会社名義の財産を分与対象とすることを主張する場合

3 特有財産に関する事情

- [8] 不動産の購入代金に特有財産が含まれていることを主張する場合
- [9] 預金・証券等に特有財産が含まれていることを主張する場合

- [10] 退職金や保険解約返戻金に特有財産が含まれていることを主張する場合

4 評価に関する事情

- [11] 将来受給予定の退職金の評価及び分与方法が争点となる場合
- [12] 当事者が経営する会社の株式の評価が争点となる場合

5 分与割合に関する事情

- [13] 協力扶助義務の分担が不均衡であったことを主張する場合
- [14] 特殊な才能で資産形成したことを主張する場合
- [15] 同居していない期間があることを主張する場合
- [16] 別居期間が長いことを主張する場合(年金分割)
- [17] 配偶者の寄与割合が少ないことを主張する場合(年金分割)

6 別居前後の清算に関する事情

- [18] 別居後に支払う住宅ローンを考慮することを主張する場合
- [19] 未払婚姻費用の存在を主張する場合
- [20] 過払婚姻費用の存在を主張する場合

7 扶養的要素に関する事情

- [21] 扶養的財産分与として定期金給付を主張する場合
- [22] 扶養的財産分与として妻子による自宅の使用継続を主張する場合

- [23] 扶養的財産分与の観点から分与義務の免除を主張する場合

第2章 慰謝料

第1 慰謝料の一般的な主張・立証方法

第2 慰謝料増額・減額のポイント

1 不貞に関する事情

- [24] 不貞行為が推認できることを主張する場合(不貞の存在・態様・期間・程度等)
- [25] 他の異性と不貞に至らない男女関係があったことを主張する場合
- [26] 不貞相手の故意・過失を主張する場合
- [27] 不貞の前から婚姻関係が破綻していたことを主張する場合
- [28] 消滅時効を主張する場合
- [29] 不貞の後に社会的制裁等を受けたことを主張する場合

2 暴力・ハラスメント・虐待に関する事情

- [30] DV(家庭内暴力)を受けたことを主張する場合
- [31] モラルハラスメントを受けたことを主張する場合
- [32] 子に対する虐待を主張する場合

3 その他の事情

- [33] 悪意の遺棄を主張する場合

- [34] 性交渉の拒否等を主張する場合
- [35] 生活妨害・名誉棄損・プライバシー侵害等を主張する場合

第3章 養育費・婚姻費用

第1 養育費・婚姻費用の一般的な主張・立証方法

第2 養育費・婚姻費用増額・減額のポイント

1 収入に関する事情

(1) 収入資料の信用性

- [36] 収入資料に関する信用性の欠如を主張する場合(急激な減収・失業を主張している場合)
- [37] 収入資料に関する信用性の欠如を主張する場合(当初より赤字・僅かな収入を主張している場合)

(2) 相手の稼働能力

- [38] 義務者に潜在的稼働能力があることを主張する場合
- [39] 権利者に潜在的稼働能力があることを主張する場合
- [40] 義務者の収入が算定表の上限を超えることを主張する場合
- [41] 権利者の収入が義務者の収入を上回ることを主張する場合

(3) 算定基礎に含まれる収入の範囲

- [42] 権利者が親族からの援助を

- 受けていることを主張する場合
- [43] 特有財産からの収入であることを主張する場合

- [44] 債務があることを主張する場合

(4) 将来の収入の増減

- [45] 将来の減収見込みを主張する場合
- [46] 金額確定後の収入の増減を主張する場合

2 家族構成に関する事情

- [47] 共同監護であることを主張する場合
- [48] 義務者に前婚の子がいることを主張する場合
- [49] 義務者に認知した子がいることを主張する場合
- [50] 権利者に連れ子がいることを主張する場合
- [51] 義務者が再婚し、再婚相手との間に子が生まれたことを主張する場合
- [52] 義務者の再婚相手に稼働能力がないことを主張する場合
- [53] 権利者が再婚し、再婚相手と子が養子縁組をしたことを主張する場合
- [54] 権利者の再婚相手と子が養子縁組をしていないことを主張する場合

3 子の教育費に関する事情

- [55] 子の私立学校の入学金・授業料等の費用加算を主張する場合

- [56] 学習塾や習い事等の費用加算を主張する場合

- [57] 子の持病や障害等による費用加算を主張する場合

- [58] 成人した子が未成熟子に当たると主張する場合

- [59] 子のアルバイト収入・奨学金等を主張する場合

4 住居費等に関する事情

- [60] 権利者居宅の住宅ローンを義務者が支払っていることを主張する場合

- [61] 義務者が権利者の生活費(公共料金等)を一部負担していることを主張する場合

- [62] 権利者に住居費がかかっていないこと(実家居住等)を主張する場合

5 その他の事情

- [63] 権利者の有責性を主張する場合
- [64] 義務者の有責性を主張する場合
- [65] 増減額の始期が争点となる場合
- [66] 未払養育費を遡及的に請求する場合

附 録

養育費等不払対応に関する新制度を端的なQ&Aで示しています。

概 説

新財産開示制度一問一答
情報取得手続一問一答

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)51001361

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。